

**介護予防・日常生活支援総合事業
令和 7 年度 A 類型サービス従事者研修の概要**

1 研修の趣旨

平成 29 年 4 月に提供を開始した介護予防・日常生活支援総合事業における A 類型サービスにおいては、必ずしも専門的な支援を必要とされない利用者へのサービス提供を一定の研修を受講した無資格の従事者が行うことが可能となりました。無資格の A 類型サービス従事者を対象とした一定の研修として、市主催による講義形式の研修会を開催するものです。

2 対象者・参加申込方法

(1) 対象

- 無資格者であり訪問型サービス A に従事することを予定している者 **必須**
- 市指定の共通テキストを用いて各事業所にて研修を実施したうえで訪問型サービス A に従事している者 **必須**

※ 訪問型サービス A の従事者（有資格者を除く）においては、介護福祉士及び介護職員初任者研修等修了者以外に一定の研修受講者についても従事を認めています。無資格者が従事する場合は、必ず本研修を受講していただきます。

※ 市指定の共通テキストを用いて無資格者に対して各事業所で研修を実施することにより、実務研修を経たうえで、訪問型サービス A への従事を可能としています。ただし、内容の再確認をしていただくために、後日市主催の研修会にも参加していただくこととします。

- 無資格者であり通所型サービス A に従事することを予定している者

※ 通所型サービス A の従事者（管理者、生活相談員を除く）については、当研修の受講を可能とします。（必須ではありません。）

(2) 定員

7 名（申込者多数の場合は調整をさせていただくことがあります。）

(3) 申込み締切日

令和 7 年 10 月 27 日（月）15：00 まで

(4) 参加申込方法

別紙「介護予防・日常生活支援総合事業 A 類型サービス従事者研修 参加申込書」に必要事項を記入し、平塚市福祉部地域包括ケア推進課に F A X または郵送にて御提出いただきますようお願いいたします。

3 研修会概要

(1) 日時

令和7年11月7日(金) 14:00～16:40

(2) 場所

平塚市役所 本館 7階 706(1)会議室(平塚市浅間町9-1)

(3) カリキュラム

時間	内容
14:00～14:05 【5分】	■オリエンテーション、研修の趣旨
14:05～14:25 【20分】	■地域包括支援センター業務 ■事業概要 ・介護保険制度 ・サービス内容 ■個人情報の保護
14:25～14:55 【30分】	■高齢者の理解 ・高齢者の特徴 ・高齢者に見られやすい病気等
14:55～15:05 【10分】	休憩
15:05～15:35 【30分】	■高齢者虐待
15:35～16:35 【60分】	■訪問マナー等 ・コミュニケーションの基本 ・接遇マナー
16:35～16:40 【5分】	■今後の流れ

※事前に送付した資料を読んでいることを前提に研修を実施します。

従事者研修を修了するためには、本研修に加え、認知症サポーター養成講座の受講が必須となります。

【URL】

https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/fukushi/page20_00002.html

※カリキュラムは状況に応じて変更する場合があります。

※当研修には、事業所に雇用されていない方で A 類型サービスの担い手になることを希望している参加者がいることが想定されます。そのような参加者に対して、研修会の開催時点において、A 類型サービスを提供している事業所を周知させていただきます。

※当該研修は、訪問型サービスAにおいて無資格者が従事する場合は受講を必須としているため、カリキュラムにおいて訪問型サービスに特化した内容がありますことを御承知おきください。

【問合せ・申込先】地域包括ケア推進課 地域包括ケア担当

住 所：〒254-8686 平塚市浅間町9-1

電 話：0463-20-8217

FAX：0463-21-9742